

お知らせワイド

12月4日(水)～10日(火)は
法務省および
全国人権擁護委員連合会が定める
「人権週間」です

第76回人権週間
～人権啓発キャッチコピー～
なんでもおしえて
こころのもやもや

人権週間中の特設人権相談

さまざまな人権に関わる相談に人権擁護委員が応じます。電話での相談もできます。相談は無料で、秘密は厳守します。

とき 12月9日(月)午後1時～3時

ところ 本庁1階市民対話室 ※電話相談も可能(☎82-1111)



ひとりで悩まずにご相談ください

差別、虐待、体罰やいじめ、職場でのセクハラ・パワハラ、DV、インターネットによる誹謗中傷など、人権に関する悩みは、身近な家族や友人にもなかなか言えないことがあります。

そんなとき、一人で悩まずに、人権擁護委員による人権相談や各種電話相談で、まずは悩みを話してみませんか？本市では、人権週間だけでなく、毎月3回特設人権相談を行っていますので、ぜひご相談ください(人権相談の開設日時は、広報かめやま16日号で確認できます)。

問合せ先 文化課人権・ダイバーシティグループ (☎96-1224)

お知らせワイド

風しん抗体検査・予防接種を受けましょう！

風しんの予防接種は、予防接種法に基づき公的に実施されていますが、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、抗体保有率が他の世代に比べて低くなっています。そのため、風しんの流行を防ぐには、この年代の男性の抗体保有率を上げることが重要です。無料の抗体検査を受け、抗体価が十分でない場合は、予防接種を無料で受けることができます。

無料接種対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性(令和7年3月31日まで)

なお、MRワクチン(麻しん・風しん混合ワクチン)が、メーカーの出荷制限により全国的に不足しているため、抗体検査後すぐにMRワクチン接種が受けられない場合があります。

風しんの追加的対策

検索



ワクチンの納入状況

検索



風しんの追加的対策について詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

風しんとは？

感染者の飛沫などでほかの人にうつる感染力が強い感染症です。症状は高熱や発疹、関節痛などですが、重症化すると脳炎などの合併症を引き起こすことがあります。また、妊娠初期の妊婦が感染すると、出生児の眼や耳、心臓に障がいが出る可能性があります。



令和5年度までにクーポン券を使用していない対象の人に、令和6年3月末に無料クーポン券を送付しています(有効期限 令和7年3月31日)。

新たに転入された人や紛失された人は再発行しますので、健康政策課健康づくりグループへ電話または二次元コードから申請してください。



問合せ先 健康政策課健康づくりグループ(あいあい ☎84-3316)